

かんぼ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

- 1 保険料の払込猶予期間の延伸
保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。
- 2 保険金の非常即時払等
必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

	取 扱 種 別	取 扱 期 間
1	保険金及び未経過保険料の非常即時払	平成 23 年 3 月 14 日(月)から
2	基本契約の解約（解除）の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金（還付金）の非常即時払	
3	特約の解約（解除）の非常取扱い及び特約の解約返戻金（還付金）の非常即時払	
4	普通貸付金の非常即時払	
5	保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻し（還付）の非常取扱い	
6	契約者配当金の非常即時払	

保険証券（書）をなくされた場合には、保証書等が必要となる場合があります。

かんぼ生命保険契約における「災害免責」条項の取扱いについて

かんぼ生命保険の普通保険約款において、大規模な地震、津波などの場合に保険金のお支払い額を削減することや保険金のお支払いをしないことがあることを定めた条項がありますが、今回の平成 23 年東北地方太平洋沖地震については適用いたしません。